

公益財団法人 佐賀県食鳥肉衛生協会 役員等名簿

令和5年6月7日現在

評議員名簿

役職名	氏名	職名
評議員	實松 尊徳	佐賀県健康福祉部長
〃	吉永 貞一	(公社) 佐賀県獣医師会 会長
〃	原武 泰将	久留米市健康福祉部保健担当部長
〃	原田 洋子	佐賀県食生活改善推進協議会 会長

※任期は、令和6年度定時評議員会終結の時まで

役員名簿

役職名	氏名	職名
理事長	大平 俊尚	(公財) 佐賀県食鳥肉衛生協会 理事長
理事	橋本 正和	(学) 永原学園 元講師
〃	古川 宗夫	(公社) 佐賀県食品衛生協会 会長
〃	古賀 孝博	佐賀県農業協同組合中央会 専務理事
〃	本田 茂樹	(一社) 佐賀県薬剤師会 副会長
〃	古賀 勝彦	(一社) 日本食鳥協会 食鳥処理加工業技能評価試験委員会試験委員
〃	山口 剛市	(公社) 佐賀県獣医師会 理事
〃	百武 裕美	(公社) 佐賀県栄養士会 常務理事
〃	原口 健三	佐賀県健康福祉部 生活衛生課長
監事	御厨 秀樹	(一社) 佐賀県畜産公社 専務理事
〃	松永 直	多久市農林課長

※任期は、令和6年度定時評議員会終結の時まで

佐賀県食鳥肉衛生協会評議員等の報酬、費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会（以下「本協会」という。）定款第14条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定めるものをいう。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。
- (4) 常勤の役員とは、本協会に1週間当たり3日以上勤務する役員をいう。
- (5) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会の評議員及び役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬として月額41万円を支給することができる。

2 非常勤の役員に対しては、職務執行の対価として評議員会又は理事会等の会議に出席した場合に限り、その出席1回につき5千円を報酬として支給することができる。

ただし、公務員の役員については、報酬の支給はしない。

3 役員等には、この規程に定めるもの以外の報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 本協会は、役員等がその職務遂行に当たり負担する費用を支給することができる。その計算方法は職員の旅費規程に準ずる。この場合、基準となる旅行諸費及び宿泊料は別表のとおりとする。

2 旅行諸費は、目的地内における移動にかかる費用（以下「地域内交通費」という。）について、公共交通機関を利用した場合に旅行中の日数に応じ1日当たりの定額で支給する。

3 常勤の役員には、通勤手当を支給することができる。その計算方法は職員の給与規程に準ずるものとする。

(報酬等の支給日等)

第5条 本協会は、常勤の役員の報酬等の支給日及び支給方法等については、職員の給与規程に準ずるものとする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会等の開催につき必要の都度支給するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 23 年 6 月 9 日理事会議決)

附 則

この規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表

旅行諸費、宿泊料の定額

区分 職名	地域内交通費 (1日につき)		宿泊料(1夜につき)	
			甲地方	乙地方
評議員 理事、監 事	県内	県外	13,100	11,800
	650	1,300		

備考 宿泊料の欄中、甲地方及び乙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)別表第 1 の 1 の備考に規定するそれぞれの地域をいう。